【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年２月12日
【会社名】	国際紙パルプ商事株式会社
【英訳名】	KOKUSAI PULP&PAPER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員　　栗原　正
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町６番24号
【電話番号】	(03)3542－4111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部長　　橘　辰彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町６番24号
【電話番号】	(03)3542－4111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部長　　橘　辰彦
【縦覧に供する場所】	国際紙パルプ商事株式会社　中部支店 （名古屋市中区錦一丁目11番20号） 国際紙パルプ商事株式会社　関西支店 （大阪市中央区安土町一丁目８番６号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります

2【報告内容】

固定資産の譲渡について

１．当該事象の発生年月日

2021年２月12日（取締役会決議日）

２．当該事象の内容

① 譲渡の理由

当社保有不動産の有効活用を図るため実施するものです。

② 譲渡資産の内容

資産の内容および所在地	譲渡益	現況
東京都中央区京橋一丁目10番	約10,100百万円	テナント 底地
土地　1,158.74㎡		

※譲渡価額につきましては、譲渡先の意向により開示を控えさせて頂きますが、鑑定評価および市場価格を反映した公正妥当な価額となっております。譲渡益は、概算譲渡価額から帳簿価額を控除した概算金額です。

③ 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、国内法人の 1 社でありますが、譲渡先の意向により公表を控えております。なお、譲渡先と当社との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はありません。また、譲渡先は当社の関連当事者には該当いたしません。

④ 譲渡の日程

2021年２月12日　　当社取締役会決議
2021年２月24日　　契約締結（予定）
2021年２月26日　　物件引渡（予定）

３．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡により、2021年３月期の連結会計年度において、固定資産売却益約10,100百万円を特別利益に計上する見込みです。

関連会社株式に関する投資損失の計上について

１．当該事象の発生年月日

2021年２月12日（取締役会決議日）

２．当該事象の内容

当社の持分法適用関連会社Mission Sky Group Limitedの子会社であるUniversal Pulp & Paper (Shandong) Co. Ltd.について、資金繰りが悪化したことから、同社の債権者が地方裁判所に対して同社の破産申請を行い、地方裁判所より破産申請が受理されました。これに伴い、2021年3月期第３四半期の連結決算において持分法による投資損失を計上することといたしました。

３．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2021年３月期第３四半期の連結会計年度において、持分法による投資損失2,463百万円を営業外費用に計上いたしました。

連結子会社の貸倒引当金繰入額の計上について

(1)当該事象の発生年月日

2021年２月12日（取締役会決議日）

(2)当該事象の内容

当社連結子会社であるDaiEi Papers（H.K.）Limited（以下、「香港大永」という）及び慶真紙業貿易（上海）有限公司（以下、「慶真紙業」という）の取引先の親会社であるSamson Paper Holdings Limited（香港証券取引所上場、以下「Samson」という）が、2020 年７月20 日付で、バミューダ最高裁判所に対して会社の再建に向けた暫定清算手続（“ light touch ” provisional liquidation）の申請を行った旨を開示したことに伴い、同社連結子会社であるSamson Paper Company Limited及びSamson Paper (Beijing) Company Limited等（以下、「当該取引先」という）に対して有する売掛債権に回収遅延が生じました。

(3)当該事象の連結損益に与える影響額

香港大永及び慶真紙業が当該取引先に対して有する売掛債権残高15,376百万円のうち、10,890百万円を販売費及び一般管理費として貸倒引当金繰入額に計上いたしました。また、１年内に回収されないことが明らかな売掛債権8,460百万円については、投資その他の資産「その他」に振り替えております。

なお、当社、香港大永及び慶真紙業は、引き続き売掛債権の回収交渉に注力するとともに、当該取引先に対して売買代金支払請求訴訟を提起するなど債権回収に努めております。今後も、Samsonグループに関する状況及び当社グループの債権回収状況を踏まえ、必要に応じ、回収見込額を見直していく予定であります。